

平成28年 4月 1日
四国電力株式会社

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届出しましたのでお知らせいたします。

本修正は、緊急作業時被ばく線量限度変更に伴う防災体制の強化および伊方発電所3号機の新規制基準適合性に係る審査内容の反映等の修正を行ったものです。

また、原災法に基づき、別紙の通り、その要旨を公表いたします。

当社は今後とも、伊方発電所の安全性・信頼性向上に努めるとともに、原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

（参 考）

原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を示す原子力事業者防災業務計画を作成している。

別紙 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以 上

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原災法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正する。

1. 修正の趣旨

緊急作業時被ばく線量限度変更に伴う防災体制の強化および伊方発電所3号機の新規制基準適合性に係る審査内容の反映等の修正を行った。

2. 修正年月日

平成28年3月30日

3. 修正の要旨

(1) 法令の改正に伴う修正

発電用原子炉の設置、運転等に関する規則および電離放射線障害防止規則の改正により、放射性物質の敷地外等への放出の蓋然性が高い場合は、原子力防災要員等に限り、緊急作業時被ばく線量限度が250mSvに変更されるため、原子力防災要員の対象者を変更（拡充）し、防災体制を強化

(2) 新規制基準適合性に係る審査内容の反映

- ・ 緊急時対策所(EL.32m)および緊急時対応に必要な主な資機材の追加
- ・ 伊方発電所の防災体制の見直し（消防班の追加）による修正

(3) その他の修正事項

- ・ 原災法第25条第2項の規定に基づく報告様式および記載事項の修正
- ・ 地方放射線モニタリング対策官設置に伴う修正
- ・ 山口県地域防災計画改正に伴う修正

以 上